**平成３０年度 鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所**

**非常勤職員（農業技術員）採用試験募集案内**

|  |
| --- |
| ◆鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所◆  〒683-0054　米子市糀町1丁目160  電話(0859)31－9685  http://www.pref.tottori.lg.jp/12364.htm |

**１　受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日**

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | **平成30年6月21日（木）～ 平成30年7月2日（月）**  ◎持参、郵送どちらでも申し込みできます。  ◎郵送の場合は、7月2日（月）までに必着の方に限り受け付けします。  ◎持参による場合の受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで  （土・日曜日は閉庁日のため受け付けておりません。） |
| 試験日時  受　　付  試験会場 | **試験日時　平成30年7月3日（火）**  ◎集合時刻　　午前９時（遅刻不可）  ◎試験開始時刻　 午前９時１５分  （運転免許証など写真付きの身分証明書を必ず持参ください。）  **受　付　 鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所**  **試験会場　鳥取県西部総合事務所３階　第４会議室**  (鳥取県米子市糀町1丁目160) |
| 合　 格 　者  発表日 | **平成30年7月4日（水）（予定）**  ※　合否の結果を通知します。 |

**２　募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　　種 | 採　　用  予定者数 | 職　　務　　内　　容 | 配属先 |
| 非常勤職員  （農業技術員） | １名 | 1. 農業改良普及業務（水稲、果樹関係等）の現地での簡易調査、調査補助   ・水稲の籾数、千粒重、脱穀、果実の大きさ、糖度等  ・これらのデータ入力  (２)資料作成  ・(１)の入力データの表作成など  (３)分析試料の調整、分析補助  (４)現地業務への同行、運転 | 鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所  〒683-0054  　米子市糀町1丁目160 |

**３　受験資格等**

（１）年齢、性別は問いません。

　　（２）普通自動車運転免許を有していること。

　　（３）パソコンを使用して文書や図面が作成できること。

　　（４）地方公務員法第１６条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。

　　　・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）

　　　・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。

　　　・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人。

　　　・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。

（５）日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は平成３０年７月１６日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

**４　試験内容**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 試 験 種 目 | 配　点 | 内　　　　　容 |
| 実物鑑定試験 | ３０点 | 職務内容に関する実物鑑定試験（約１０分） |
| 面接試験 | ７０点 | 面接委員による個別面接（約２０分） |

**５　任用期間**

**平成３０年７月１７日～平成３1年３月３１日（予定）**

　（任用期間の更新はありません。）

**６　勤務条件**

|  |  |
| --- | --- |
| 給　 与 | ○報酬　　日額７，２００円  ※採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。  ○通勤割増報酬（通勤手当）　　支給あり |
| 福　 利 | 健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険、雇用保険 |
| 休　 暇 | 次に掲げる休暇を取得できます。  (1)年次有給休暇  任用期間等に応じた年次有給休暇（採用年度は１０日）が付与されます。  (2)特別休暇等  公民権の行使、忌引、産前・産後（各８週）などの特別休暇（無給休暇）があります。  　 ※任用期間等に応じ、有給又は無給休暇となります。 |
| 勤務日及び  勤務時間 | (1)勤務日数　　１か月１７日  　 原則として、国民の祝日及び年末年始の県の閉庁日（１２月２９日から１月３日）を除く月曜日から金曜日のうち、１ヵ月に１７日としますが、業務の状況により、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の県の閉庁日にも振替勤務を指示する場合があります。  (2)勤務時間　　午前８時３０分から午後５時１５分まで |
| 任 用 の  期　 間 | 任用期間の更新はありません。 |

**７　受験申込手続**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類等 | 別紙の「採用試験申込書」に顔写真を貼り付け、受付期間内に申込先へ持参又は郵送により提出してください。  ※郵送の場合は受付期間最終日の午後５時１５分までに到着したものに限り  受け付けます。 |
| 申込み先 | 鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所  　〒683-0054　米子市糀町1丁目160  電話 (０８５９)３１－９６８５ |
| 受 　験　 票 | 受験票は交付しません。  ※試験当日には運転免許証など写真付きの身分証明書を必ず持参してください。 |

　　※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書及の記載方法】

　（１）記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。

（２）連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話のある場合は、その番号も記入してください。

　 （３）「最終学歴」欄には、最終学歴だけを記入してください。

（４）農作業経験、県での勤務経験、職歴の欄には、該当する番号及び項目を○で囲んでください。

**８　合格者の決定方法**

（１）実物鑑定試験及び面接試験の評価得点を合計した得点の高い順に、合格者、補欠合格者を決定します。

（２）ただし、それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は合計得点にかかわらず不合格とします。

（３）補欠合格者は、合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合や補欠合格者の登録有効期限内で欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

補欠合格者有効期限　　平成３１年３月３１日

**９　合格者の発表**

　受験者全員に合格・不合格の結果を文書で通知します。

**10　試験結果の開示**

（１）この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第１９条第１項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

①　開示請求ができる者：受験者本人

　　　　②　開示の内容：実物鑑定試験、面接試験の得点、合計得点及び順位

　　　　③　開示期間：合格発表日から１か月間

　　　　④　開示場所：鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所

（２）開示請求に関する手続きについては、受験者本人が運転免許証等により本人が確認できる物を携帯し、直接開示場所へおいでください。電話、はがき、電子メール等による請求は開示できませんので注意してください。

（３）その他、開示請求に関する質問は、西部農業改良普及所までお問い合わせください。

**11　試験に関する注意事項**

（１）試験当日は、集合時刻までに受付を終了してください。集合時刻に遅れた場合は、原則受験できません。

（２）受験の際は、運転免許証など写真付きの身分証明書を持参してください。

（３）指定する場所以外での喫煙は禁止します。

**12　個人情報の取扱い**

　　本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

**13　その他**

　　 その他不明な点がありましたら、西部農業改良普及所（電話0859-31-9685）にお問い合わせください。